令和３年度集団指導資料

業務管理体制について

福祉総務課　企画推進係

１　業務管理体制整備に関する届出について

２　一般検査について

１　業務管理体制整備に関する届出について

２　一般検査について

　介護保険法第115条の32により、介護サービス事業者（法人）には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。

　事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数に応じ定められており、また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出る必要があります。

＜目的＞

１　介護サービス事業者による法令遵守の義務の履行を確保

２　指定取消事案などの不正行為を未然に防止

３　利用者又は入所者の保護と介護事業運営の適正化

＜整備する業務管理体制＞

事業者（法人）ごとに、事業所の数に応じて次のとおりです。

※　事業所の数には、介護予防の事業所も含みますが、健康保険法の指定に基づくみなし事業所は除きます。

また、総合事業における介護予防・生活援助サービス事業は、事業所の数から除きます。

業務管理体制整備に関する届出

【業務管理体制整備の内容】

事業所の数	20未満	20以上100未満	100以上
			3 法令遵守に係る監査
		2 法令遵守規程の整備	2 法令遵守規程の整備
	1 法令遵守責任者の選任	1 法令遵守責任者の選任	1 法令遵守責任者の選任

1　法令遵守責任者の選任
介護保険関係の法令等の内容に精通した法務担当の責任者を選任

2　法令遵守規程の整備
業務が法令に適合することを確保するための規程（マニュアル）を整備

3　法令遵守に係る監査
業務執行の状況の監査を定期的に実施

＜届出＞

届出先　※令和３年４月１日から変更

制度改正により、令和３年４月１日から、長崎県知事が届出先となっていた事業者のうち、指定事業所が長崎市にのみ所在する事業者（法人）の届出先が、長崎市長に変更となっていますのでご注意下さい。

（令和２年度まで、長崎市長への届出は、地域密着型サービスのみを行う事業者（指定事業所が長崎市内のみに所在する場合に限る。）だけでしたが、これに追加となっています。）

※【届出先一覧】参照

業務管理体制整備に関する届出

【届出先一覧】

区　　分	届　出　先 （令和３年３月３１日まで）	届　出　先 （令和３年４月１日以降）
1　指定事業所が三以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣	厚生労働大臣
2　指定事業所が二以上の都道府県に 所在し、かつ、二以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事	主たる事務所の所在地の都道府県知事
3　長崎市と長崎市外（長崎県内に限る）に事業所がある事業者	長崎県知事	長崎県知事
4　指定事業所が長崎市内にのみ所在する事業者（※）	**長崎県知事**	**長崎市長**
5　地域密着型サービスのみを行う事業者で、指定事業所が長崎市内にのみ所在する事業者	長崎市長	長崎市長

（※）指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合は除く（届出先は長崎県知事のまま）

業務管理体制整備に関する届出

【届出先一覧】の４及び５に該当する事業者
（長崎市に届出が必要な法人）

１　事業所の指定又は許可
　長崎市から指定又は許可を受けた場合は、長崎市への業務管理体制の（新規）届出が必要です。
※　指定又は許可を受けた事業者（法人）で、業務管理体制が未届出である場合は、届出を行ってください。

２　変更の届出
　届出事項に変更が生じた場合は変更の届出が必要です。
　ただし、事業所の数に変更が生じても、整備する業務管理体制が変更されない場合は、変更の届出の必要はありません。

【届出先一覧】の４及び５に該当する事業者で届出が必要な例（長崎市に届出が必要な法人）

- 新規に指定又は許可を受けた場合
- 代表者の氏名、住所、職名の変更
- 法令順守責任者の氏名（フリガナ）及び生年月日の変更
- 指定事業所が長崎市内にのみ存在する長崎市外の事業者が、事業者の住所（主たる事業所の所在地）を長崎市内に変更した場合

※　例は一部です。

３　届出の様式等については、長崎市ホームページに掲載しています。

（長崎市ホームページの掲載場所）

HOME ＞ 事業者・産業振興 ＞ 高齢者・介護保険・障害福祉 ＞ 居宅サービス事業者の指定・届出 ＞ 業務管理体制整備に関する届出について

１　業務管理体制整備に関する届出について

２　一般検査について

＜一般検査＞

　長崎市では、事業者自ら点検を行う自己点検型調書の書面による一般検査を実施しています。

　自己点検を実施する際は、「確認事項」をよく読み、現在の事業運営における法令等遵守のための体制状況等を振り返ったうえで、点検を行ってください。

　点検することだけが、目的ではありません。点検により改善点を把握し、事業者自らが改善していくことが重要です。

　長崎市ホームページに「業務管理体制の監督について（厚生労働省資料一部抜粋）」を掲載しています。業務管理体制の主旨について理解を深めてください。

https://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/380000/386000/p035401.html